

社会福祉法人ゆたか

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。なお、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、日当及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

2 賞与及び退職慰労金は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 週平均2日以上又は月4回以上業務にあたる理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額
- (2) 前号の理事以外の理事に対する報酬の額は、別表第2に定める額
- (3) 監事に対する報酬の額は、別表第3に定める額
- (4) 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額
- (5) 評議員選任・解任委員会に対する報酬の額は、別表第5に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のた

めの業務にあたった場合、その都度支給する。

(2) 理事に対して月額で報酬を支払う場合、その支給日は毎月21日とする。

ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合、その日前においてその日に最も近い日を支給日とする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別表第6の金額を上限として当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年5月31日より施行する。

別表第1 (週平均2日以上又は月4回以上業務にあたる理事に対する報酬)

勤務時間	業務報酬(月額)
週平均10時間未満	50,000円(上限)
週平均10時間以上	300,000円(上限)

- ・法人の財務状況に応じて、月額報酬を減額もしくは支払わないものとする事ができ、その決定は理事会にて行う。
- ・月額報酬の支給を受ける理事は、別表第2に掲げる報酬を受け取らないものとする。

別表第2 (別表第1以外の理事に対する報酬)

業務内容	業務報酬(日額)
理事会出席	3,000円
上記以外の法人・施設運営のための業務	5,000円

別表第3 (監事に対する報酬)

業務内容	業務報酬(日額)
理事会出席	3,000円
監事監査	7,000円
上記以外の法人・施設運営のための業務	5,000円

別表第4 (評議員に対する報酬)

業務内容	業務報酬 (日額)
評議員会出席	3,000円
上記以外の法人・施設運営のための業務	5,000円

別表第5 (評議員選任・解任委員に対する報酬)

業務内容	業務報酬 (日額)
評議員選任・解任委員会出席	3,000円
上記以外の法人・施設運営のための業務	5,000円

別表第6 (役員及び評議員等に対する費用弁償)

費用弁償 : 3,000円 (上限)